

情 1 1 2 号事件

第 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書部分開示決定（介支第 4 号）は妥当である。

第 2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 1 月 2 6 日付けで、実施機関に対し、下記文書（以下「本件文書」という。）の開示を求める公文書開示請求を行った。

記

① 名古屋高等裁判所平成 2 9 年 1 月 1 0 日決定（名古屋高等裁判所平成 2 8 年（ラ）第 3 9 6 号）の決定書

② ①の決定に関連して平成 2 9 年 1 1 月 7 日に提訴された国家賠償請求訴訟に関する津地裁平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日判決，控訴審及び上告審の判決書・決定書又は和解調書，並びに当該訴訟に関して桑名市が支払った弁護士費用（弁護士報酬及び実費）が分かる文書

2 公文書部分開示決定（介支第 8 7 1 号－1）

実施機関は、令和 6 年 2 月 9 日付けで公文書部分開示決定（介支第 8 7 1 号－1）をし、桑名市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号，同条第 3 号，同条第 6 号を根拠として、本件文書中、下記の部分が非開示とされた。

記

（条例第 7 条第 2 号に基づく非開示部分）

- ・ 個人名，個人の住所，個人の生年月日
- ・ 事件番号
- ・ 出来事の年月日
- ・ 個人の診断内容

（条例第 7 条第 3 号に基づく非開示部分）

- ・ 弁護士報酬の額
- ・ 弁護士報酬の振込先口座
- ・ 弁護士職印の印影
- ・ 指定代理人の氏名
- ・ 裁判所書記官の印影

（条例第 7 条第 6 号に基づく非開示部分）

- ・ 事務事業情報

3 本件審査請求

審査請求人は、実施機関による公文書部分開示決定（介支第 8 7 1 号－1）に対し

て、令和6年2月15日、本件審査請求を行った。

審査請求の理由の骨子は、同日付け審査請求書、同年4月30日付け意見書に照らせば、下記のとおりである。

記

- ・出来事の年月日は、不開示情報に該当しない。
- ・個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は不開示情報に該当しない。
- ・個人の生年月日のうち、生年の情報は不開示情報に該当しない。
- ・少なくとも、上告審の事件番号は、不開示情報に該当しない。
- ・弁護士報酬の額は、不開示情報に該当しない。

4 公文書部分開示決定（介支第4号）

本件審査請求を受けて、実施機関は、令和6年4月12日付けで公文書部分開示決定（介支第4号）をし、令和6年2月15日付けの公文書部分開示決定（介支第871号－1）において不開示とした下記の部分について開示した。

記

- ・出来事の年月日
- ・個人の生年月日のうち、生年の情報
- ・弁護士報酬の額
- ・指定代理人の氏名
- ・裁判所書記官の印影
- ・個人の診断内容等のうち、個人の権利利益を害するとまではいえない部分

5 審査会の判断対象

以上のとおり、実施機関においては、本件審査請求を受けて、追加開示をしている部分があるので、本件における審査会の判断対象は、下記のとおりである。

なお、いずれの情報も、実施機関は、条例第7条第2号を根拠として不開示情報と決定しているところである。

記

- (A) 上告審の事件番号は、不開示情報に該当するか
- (B) 個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は、不開示情報に該当するか
- (C) 個人の診断内容は、不開示情報に該当するか

第3 審査会の判断

1 上告審の事件番号について

(1) 条例第7条第2号本文の該当性

裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないことから、受訴裁判所が判明している場合、その事件番号が判明すれば、

当該事件を特定することが可能となるものである。

言うまでもなく、裁判所が受理する事件においては、当事者が個人である場合、当該個人が具体的な訴訟活動を展開した結果、特定の個人を識別することが可能な個人に関する情報が訴訟記録として保存されることとなる。

そして、受訴裁判所及び事件番号が判明すれば、民事訴訟法第91条第1項により、何人も、受訴裁判所の裁判所書記官に対し、当該訴訟記録の閲覧を請求することができ、原則として、訴訟記録中の全ての個人情報が開示されてしまうことに照らせば、事件番号は、それ自体からでは特定の個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報である。

従って、上告審の事件番号は、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書の該当性

上告審の事件番号との関係では、条例第7条第2号ただし書Aが問題となる。

この点、審査請求人は、上告審の事件番号は、自治体を当事者とする事件の場合には、最高裁判所による情報公開の対象となっており、少なくとも、上告審の事件番号は、不開示情報ではないと主張する。

しかしながら、上告審の事件番号が全て公開されているものではないし、判例雑誌等に掲載される判例等も、全国の裁判所において言い渡される膨大な件数の判決等の中から、広く一般に参照されることが相当と認められる一部のものが選別されて掲載されるものであるから、一部の事件番号が公開されているからといって、事件番号が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

従って、上告審の事件番号は、条例第7条第2号ただし書Aには該当しない。

(3) 小括

以上のとおり、上告審の事件番号は、不開示情報に該当する。

2 個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名について

(1) 条例第7条第2号本文の該当性

個人は、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報によって特定される。

従って、個人の住所は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、たとえ、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名だけの情報であっても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることには変わりはない。

特に、本件では、開示された訴訟記録を読み込むことによって、特定の個人を識別することが可能となる可能性が高い。

従って、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書の該当性

個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名との関係では、条例第7条第2号ただし書アが問題となる。

この点、審査請求人は、民事判決情報データベース化検討会取りまとめ（素案）において、「デフォルト・ルール」として、「個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報」については、「仮名処理の対象とすべき情報」であるとされていることを根拠に、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は、不開示情報ではないと主張する。

しかしながら、当該取りまとめ（素案）は、最低限、一律に設定すべき「デフォルト・ルール」として、少なくとも「市郡より小さい行政区画の情報」は秘匿すべしと提唱しているに過ぎず、決して、「それより大きい行政区画の情報」は例外なく開示してもよいと提唱しているものではない。

また、現時点において、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めるに足る事実は何ら看取できない。

従って、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

(3) 小括

以上のとおり、個人の住所のうち、都道府県名及び市町村名は、不開示情報に該当する。

3 個人の診断内容について

(1) 条例第7条第2号本文の該当性

個人の診断内容は、他人に知られたくない最もセンシティブな情報のうちの一つであり、仮に、特定の個人を識別することができなくとも、公にされることによって、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

従って、個人の診断内容は、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書の該当性

個人の診断内容との関係では、審査請求人からも特段の主張はないし、条例第7条第2号ただし書の該当性についても問題となる条項はない。

従って、個人の診断内容は、条例第7条第2号ただし書には該当しない。

(3) 小括

以上のとおり、個人の診断内容は、不開示情報に該当する。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以上

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年4月17日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
4月24日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
5月1日	・審査請求人から意見書及び審査会欠席書受理
5月27日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
6月17日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	元大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁護士
委 員	井 上 五 郎	税理士